

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



【総務費】

1. 港区計画策定事業
  - 支援事業者に「提案」を求める理由
  - 支援業務を受託した事業者の評価方法
  - 港区政策創造研究所と港区基本計画策定支援事業者
2. 文化芸術ホール指定管理の進め方

【民生費】

1. 福祉総合窓口

【衛生費】

1. 産後母子ケア事業
2. 予防接種（コロナワクチン、助成の考え方、狂犬病）

【産業経済費】

1. 商品券発行支援事業

【土木費】

1. 駐車場附置義務

\* 予算特別委員会とは、来年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、予算案について担当課長に質問します。

## 【総務費】

### <計画策定事業について>

Q： 港区基本計画など、本来であれば港区がしっかりと情勢を分析し、港区のための計画を立てるべきもの。このような策定事業ではシンクタンクやコンサルが「支援業務」として入っており、募集をする際に計画の提案を求めている理由は。



A： 企画課長

港区基本計画や各部門が策定する個別計画は、区政運営の方向性を示す重要な計画であることから、支援業務委託事業者の選考に当たっては、社会経済情勢の分析スキルをはじめ、計画策定に必要な能力を的確に見極める必要がある。実現性のある政策評価手法など、区が計画策定過程において解決が必要と認識している課題を企画提案してもらうことで、事業者が区の現状を正確に把握し、支援を効果的に遂行できる能力を有していることを確認できると考えている。

Q： 事業者から受けてきた提案をどのように採用しているか。また、受託した事業者の評価はどのようにあるべきと考えるか。

A： 企画課長

例えば、現行の港区基本計画を策定した際には、計画の達成度を示す指標設定が課題であったため、政策及び施策にアウトカム指標を設定する事業者提案を基に、副区長を委員長とする港区基本計画策定委員会で議論を重ね、政策レベルでは区民意識調査に基づく区民満足度を、施策レベルでは取組の成果を新たに指標として設定することとした。計画策定に係る契約は、指定管理者制度のように複数年度に渡って継続するようなものでなく、単年度の契約であるため、評価になじまず、実施をしていない。区は、事業者が業務を実施す

る中で、密に連携を図りながら進捗状況を確認し、成果が十分でない場合にはやり直しを求めると、適切かつ効果的に業務が履行されるよう努めている。

Q： 政策立案部門として「港区政策創造研究所」が企画経営部内にあるが、平成31年に就任した所長が所属するコンサル企業がその後の計画策定支援事業を受託している。

A： 企画課長

港区プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき、学識経験者3人を含む選考委員会を設置し、委員会で決定された選考基準により厳正に審査が行われている。選考後には委員会の議事録や採点結果など、選考過程を区ホームページで広く公表し、区民の誤解を招くことがないように、透明性の確保を図っている。港区政策創造研究所は、日頃の区政運営の中で捉えた課題を整理・分析し、政策形成につなげる役割を果たしている一方で、港区基本計画の策定業務は、指標の設定方法など、計画策定に関するノウハウが必要であることから、それぞれにおいて外部の知見を取り入れることは、効果的な区政運営のために欠かせない。

#### <文化芸術ホール指定管理の進め方>

Q： 文化芸術ホールは港区が満を持して設置する期待の施設だが、指定管理事業者が見つからないであろうと決めつけ、募集をする前から特定外郭団体を候補と挙げ、その外郭団体もまるで決定したかのように外部に情報を提供することは大変問題。まだその外郭団体に決定したわけではないと繰り返し説明されるが、今後どのように選定を進めていくのか。

A： 国際化・文化芸術担当課長

候補者が本施設の管理運営を適切に担える事業者であるかを審査し、港区指定管理者選定委員会での審議を経て、指定管理者候補者を区として選定する。(仮称)文化芸術ホールについては、区民の皆様にご理解いただけるよう、より丁寧な説明に努める。

## 【民生費】

### <福祉総合窓口について>

Q: 2022年8月に開設した福祉総合窓口が、人的要因を含めて継続が危ういと機会あるごとに指摘をしている。庁内で課題が共有されたと、一歩進んだと伺ったがどのような課題の共有がされたか。



A: 保健福祉課長

業務改善における課題として、人口の増加により障害福祉サービスの支給事務が膨大となっており、一部職員に業務が集中し負担感が増大している。また、保健師の配置を総合支所からみなと保健所に変更し一人体制の輪番制としたことにより、総合支所の勤務日ではない保健師への取次ぎや連絡体制が十分に機能していない状況が明らかになった。執行体制における課題として、ワンストップの相談体制を強化するために、あらゆる福祉分野の相談を一人の職員が受けられる体制を求めたが、福祉制度は年々複雑化しており、複数の福祉分野の手続きや相談を担うことに負担感や不安を抱く職員の声が多く寄せられた。業務マニュアルをデータベース化した職員支援システムの導入や、専門相談員を配置し職員のサポート体制を整えたが、現時点で十分効果を発揮できていない。人材育成における課題として、福祉総合窓口の設置以降、来庁者や電話対応が増加する中、職員は多岐に渡る業務に忙殺され、スキル向上につながる研修等の時間が十分に確保できず、専門性の向上が図れない状況が続いている。

Q: 早期改善を目指しているというが、具体的な目処は。

A: 保健福祉課長

昨年12月から、保健師が総合支所に不在時の取次ぎルールを明確化し、訪問等で外出する際は公用携帯電話の持参を徹底するなど、連絡体制の強化を図っている。職員の専門性の向上と福祉総合窓口の機能強化を図るため、執行体制を抜本的に見直す。4月に窓口対応を担う新たな会計年度任用職員を配置し、福祉に関する各種手続きや申請の受付、制度案内、保健分野の給付に関する一部入力事務を担い、常勤職員は相談・給付事務に特化する体制に改める。常勤職員のケース対応、会議・研修に参加する時間を確保するとともに

に、専門性の向上を図ることで、複合的課題を抱える相談者にチームで対応する体制を一層強化する。人材育成に関し、職員が安心して意欲的に業務に就くことができるよう、新たに研修計画を策定した。4月以降、適切な時期に必要な業務知識が習得できるよう、効果的な研修を進め、専門性を発揮できる人事配置など早期に進めてまいります。

Q： これは本来保健福祉課の事業。実際の窓口のある支所に、今後も継続していくために本来事業の所管である本庁支援部はどのようにサポートをしていくのか。

A： 保健福祉課長

昨年8月の福祉総合窓口の設置と同時に、課長級及び係長級職員で構成する福祉総合窓口検証会議を設置し、現場からの改善要望や課題を共有し、業務手順の見直しなど、改善に着手している。職員からのヒアリングで把握した課題については、全庁体制で抜本的な改善策の検討を進めるとともに、区民課保健福祉系の職員で構成するプロジェクトチームを編成し、現場の職員とともに検討を進めている。執行体制の見直しに伴う新たな会計年度任用職員の任用や役割分担など、現場の声を最大限尊重しながら改善に取り組む。人材育成についても、支援部各課が協力して現場で勤務する職員に対する研修や業務のサポートを適宜行い、職員の専門性の向上を支援する。

## 【衛生費】

### <産後母子ケア事業について>

Q： 継続して要望してきた産後ケア事業の拡充に感謝しているが、利便性の高さは利用できる施設数に直結する。産後ケア事業に取り組む事業者があって、区民は初めて利用できるもの。どのように増やしていくのか。

A： 健康推進課長

区内事業者を増やすためには、産後ケア事業に対する理解の醸成と密接な連携が不可欠。「港区周産期医療・小児医療連携協議会」の場において、産後母子ケアについて議題に上げて、意見交換を行う予定。区内の産科を持つ病院の担当者に個別にヒアリングを行うとともに、港区医師会や品川港助産師会とも連携して、事業の周知を行うなど、身近な地域での受け入れ施設の参画を積極的に促す。

<5 類移行に伴うワクチン接種体制について>

Q： まだわからないことも多いが、5月から高齢者、9月から一般接種がある。接種を希望する方への対応はフレキシブルに対応して欲しい。

A： 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

令和5年度のワクチン接種についてはこれまでの経験を基に現時点で得られている情報から今後の状況を想定し、必要な予算や会場確保の準備を進めている。個別接種は港区医師会や区内病院をはじめとした医療機関の協力をいただき、引き続き、区内診療所などで接種を実施する予定。集団接種については、複数の会場で接種を実施できるよう調整を行っているが、今後の国の財政支援の方針等を注視しながら実施期間や規模を決定し、希望される方が適切な時期に接種できるよう準備を進める。広報みなとや区設掲示板等へのポスターの掲示、区ホームページやSNS等を活用し、ワクチン接種に関する情報を分かりやすく周知する。

<予防接種助成の考え方について>

Q： 任意予防接種の助成基準が小児インフルエンザから曖昧になってきている。2022年11月の委員会にて带状疱疹ワクチンの助成が開始した際に確認した考え方があるが、今一度伺う。

任意予防接種の助成の考え方

- ① 薬事承認されたワクチン
- ② 定期接種化が見込まれている
- ③ 厚生科学審議会の中で安全性・有効性が確認されている
- ④ QOL向上・経済的負担の軽減

2022/11/18 保健福祉常任委員会

A： 保健予防課長

国の薬事承認を受けて安全性及び有効性が確認されていること、定期接種の指定の可否が厚生科学審議会に諮問\*されていること、区民のQOLの向上及び経済的負担の軽減につながるものとして、区長が認めるもの、としている。(\*この表現は正しくないことを指摘し、現在役所内で調整中)

Q： みなと保健所から誤解を招くような協力依頼が発出された。正しい情報提供のあり方をどのように考えているか。

A： 保健予防課長

新たに定期予防接種として実施するものや、任意予防接種の費用助成を区独自で実施するもの等については、事前に港区医師会との連携のもと、会員医療機関に対する個別周知や港区医師会の理事会等において直接説明を実施するなど、情報提供を図っている。今後、港区医師会をはじめとした関係機関への緊急性のある事項についても誤解が生じないよう、丁寧で正確な情報発信に努める。

<狂犬病予防集合注射について>

Q： 獣医師から、中央区のように週末にも集合注射を行なってもよいのではと意見があった。

A： 生活衛生課長

狂犬病予防集合注射の週末での実施については、平日と比べて会場となる公園等が混雑することや、多くの動物病院が診療を行っているため、獣医師が確保しづらいなどの課題がある。今後は、週末における狂犬病予防集合注射のニーズの把握や協力して事業を行う獣医師会との意見交換を行い、より利用しやすい集合注射の実施に取り組む。

**【産業経済費】**

<商品券発行支援事業について>

Q： 電子商品券が初めて発行されてから1年が経つ。新たな課題が出てきているのではないか。





A： 産業振興課長

プレミアム付き区内共通商品券は、20代から50代では電子商品券の申込みが半数以上である一方、60代以上では紙商品券が強く支持される傾向。電子化の利便性をあらゆる世代が享受できる使いやすいシステムの構築が必要。電子商品券の利用状況を分析したところ、平日に比べ土日の利用が2割以上多いことが把握できた。電子商品券利用者の約9割は区民、多くの区民が土日に商店街を訪れているものの、店舗によっては土日休みとしていることから、商機を逃している可能性がある。このような情報を店舗にも提供し、今後の店舗経営に役立てていただく。電子商品券の利用を伸ばすには、現在電子商品券申込者の約1割に留まっている在勤者の電子商品券購入を促進することも有効。今後は在勤者にも情報が届くように周知方法を工夫し、さらなる電子商品券の普及に努める。

Q： やはり、電子商品券取扱店舗は増やしていかないとならない。

A： 産業振興課長

電子商品券は、事業開始時に丁寧な事業周知に努め、727店舗の取り扱いでスタートした。一方、紙の商品券は、同じ時期に1,213店舗の取り扱いがあり、電子と紙での取扱店舗数の差が課題となっていた。事業開始以降、未登録の店舗に対し電子商品券のメリットを分かりやすく伝え勧誘を続けた結果、現在では電子商品券の取扱店舗は1,000店舗を超えた。各商店会の会員店舗に電子商品券の魅力を伝えるとともに、電子商品券の取扱いが商店会に新たに加盟する大きなメリットとなるよう、港区商店街連合会とともに事業の充実に努め、さらなる取扱店舗数の増加を目指す。

## 【土木費】

### <駐車場附置義務について>

Q： 最初に「港区低炭素まちづくり計画」における駐車場附置について質問したのが4年前。駐車場集約区域を広く展開していただきたいとお願いをしているが、港区は再開発の区域に限定した姿勢を崩さない。「まちづくり動向」「駐車場を取り巻く環境」を注視していくとされているが、それぞれ具体的にどのようなことを指しているか伺う。



A： 都市計画課長

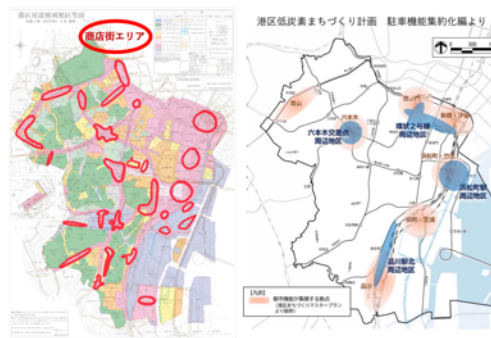
脱炭素社会の実現に向けて低炭素まちづくり計画を策定し、地域全体で低炭素化に取り組むことで、駐車場集約や附置台数の低減を可能としている。「まちづくりの動向」とは、駐車機能集約区域内において、受け皿となる集約駐車場の整備や、安全で快適な歩行者ネットワークの形成等とともに、駐車場地域ルール、運用マニュアルを策定・運用する体制が構築されている状況を指す。「駐車場を取り巻く状況」とは、多くの附置義務駐車施設の供給がされた一方で、稼働率が低下し駐車場に余剰が発生することから、地域の状況に応じた集約をすることで低炭素化を図ることができる状況を指す。駐車機能集約区域の拡大にあたっては、これらの状況を勘案した上で検討していく。

Q： 地域の実情に合わせた「地域ルール」をもっと活用できるよう、再開発地区以外に展開をしてもらいたい。再開発が絡まない単独の建替えに伴う駐車場附置について、区が積極的に関与するため地域独自の定めを策定すべき。

A： 都市計画課長

低炭素まちづくり計画に基づき適用している4つの区域では、駐車場の集約や隔地をするとともに、地区内移動を支援する効果的な施策を展開することで、脱炭素社会の実現を目指している。引き続き区は、現在の駐車場地域ルールを活用し、駐車場の集約化や隔地を図っていく。

Q： 商店街の中では、駐車場附置義務における駐車場設置は、店舗の連続性やにぎわいが分断される。行政としての見解を伺う。



A： 都市計画課長

商店街における店舗やにぎわいの連続性の確保は重要なことと認識している。低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域においても、駐車場の集約化によって駐車場出入口を減らし、店舗などを設けることにより、連続したにぎわいを創出していく。

以上